

## 【介護保険を利用するまでの流れ】

### ■申請

介護保険のサービスを利用されたい方は、現住所の市町村へ申請します。  
「ケアプランステーションゆい ケアプランステーションりん」が代行で申請することも出来ます。

### ■訪問調査

調査員が訪問し、心身の状況について調査をします。

### ■主治医の意見書

かかりつけの医師(主治医)に心身の状況についての意見書を作成してもらいます。

### ■審査・判定

調査結果と主治医の意見書をもとに、介護認定審査会で介護の必要性や程度について審査を行ないます。

### ■認定通知

介護認定審査会の審査結果に基づいて「非該当(自立)」「要支援1・2」「要介護1～5」の区分に分けて認定し、その結果を通知します。  
(原則として30日以内に結果を通知します)

### ■ケアプランの作成

利用者のニーズを確認しながら、個別のケアプランを作成いたします。  
(作成費は、無料です。)

### ■サービスの利用開始

ケアプランに基づいたサービスを利用します。かかった費用の1割を自己負担します。

### ■評価

毎月ケアマネージャーがご自宅にお伺いして、サービス実施状況を把握します。  
又、必要に応じてケアプランの変更やサービス事業所との連絡調整を行ないます。

## 【介護保険で利用できるサービス】

※自宅で利用する「在宅サービス」と施設に入所する「施設サービス」があります。

### 「在宅サービス」

- ・訪問看護
- ・訪問リハビリテーション
- ・訪問介護(ホームヘルプ)
- ・訪問入浴介護
- ・通所介護(デイサービス)
- ・通所リハビリテーション(デイケア)
- ・居宅療養管理指導
- ・福祉用具貸与
- ・特定福祉用具販売
- ・住宅改修支給
- ・短期入所生活介護/療養介護(ショートステイ)
- ・特定施設入居者生活介護

### 「施設サービス」

※要介護1～5の人が利用できます。

- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ・介護老人保健施設(老人保健施設)
- ・介護療養型医療施設(療養病床等)

### 「地域密着型サービス」

- ・小規模多機能型居宅介護
- ・夜間対応型訪問介護
- ・認知症対応型通所介護
- ・認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・地域密着型特定施設入居者生活介護

※要介護度は、見直し(半年～2年間)があり、再申請(介護保険手帳の更新)が必要です。

再申請も「ケアプランステーションゆい ケアプランステーションりん」で代行することが出来ます。

介護保険以外の制度、各市町村の高齢者保健福祉サービスについてもご相談に応じます。